

宮城県内の分譲マンションにお住まいの皆様へ

マンション管理計画認定制度



PLAN



令和6年4月より開始

※自治体により開始時期が異なりますので、詳細は各窓口（裏面）にお問い合わせください。
※仙台市は令和4年10月より開始しています。

マンション管理計画認定制度とは

マンションの適正な管理を促進するため、管理組合が作成する管理計画が一定の基準を満たす場合に、宮城県又は各市※が認定する制度です。

※町村の区域に立地するマンションは宮城県、各市の区域に立地するマンションは各市が認定します。

認定を受けるメリット

管理水準が客観的に認定されることにより、資産としての価値が高まることが期待できます。

また、以下の優遇を受けることができます。

○（独）住宅金融支援機構による制度

- ・フラット35の金利引き下げ
- ・マンション共用部分リフォーム融資の金利引き下げ
- ・マンションすまい・る債の利率上乘せ

○ マンション長寿命化工事促進税制の適用（一定の条件あり）



認定手続き

宮城県（又は 〇〇市） マンション管理計画認定制度

検索

県又は市に認定申請をする前に、(公財)マンション管理センターでの事前確認適合通知の発行を受ける必要があります。

手続き方法の詳細については、県又は市のホームページに掲載している「マンション管理計画認定制度の手引き」をご確認ください。

認定期間

認定の有効期間は5年間です。

認定を継続するには、更新の申請が必要です。

認定取得に要する費用

県又は各市への手数料は無料です。

ただし、認定手続支援サービス利用料や事前確認審査料が別途必要となります。

問合せ窓口

○ 認定申請に関すること

自治体名	担当課	連絡先
宮城県	建築宅地課	022-211-3242
仙台市	住宅政策課	022-214-8306
石巻市	建築指導課	0225-95-1111 (内線5678)
塩竈市	まちづくり ・建築課	022-364-2510
気仙沼市	住宅課	0226-22-3426
白石市	建設課	0224-22-1326
名取市	都市計画課	022-724-7124
角田市	建築住宅課	0224-63-0138
多賀城市	都市計画課	022-368-4242
岩沼市	都市計画課	0223-23-0643
栗原市	建築住宅課	0228-22-1153
大崎市	建築指導課	0229-23-8057
富谷市	都市計画課	022-358-0527

○ 事前確認申請に関すること

マンション管理センター

TEL：03-6261-1274

受付時間：9：30～17：00

(土日・祝日・年末年始を除く)

【管理計画認定手続支援サービス】



【管理計画認定マンション閲覧サイト】



○ 改正マンション管理適正化法 全般に関すること

日本マンション管理士会連合会

認定制度をはじめ改正マンション適正化法全般に関する質問・相談ダイヤル

TEL：03-5801-0858

受付時間：10：00～17：00

(土日・祝日・年末年始を除く)